

「使用休止」・「使用廃止」異動届申請に伴う承諾書

1. 「使用休止の異動届」を申請する際の注意点

休止はメーター器の撤去を行い、基本料金がかからないようにすることです。(本巢市給水条例施行規程第22条、第22条の2)

メーターを休止する際のメーター撤去費は市が負担して取外し、上下水道の使用料金もかからなくはなりますが、上水道の使用を再開する際の再度メーター取付料(約1万円前後)はお客様負担となります。(再開に伴うメーター取付は本巢市指定給水装置工事事業者にお客様から依頼していただきます。)

2. 「使用廃止の異動届」を申請する際の注意点

廃止は官民境界で給水管のキャップ止めを行い、取得している給水の権利を放棄することです。(本巢市給水条例施行規程第22条、第22条の2)

廃止は給水の権利放棄となるため、上水道を再度使用する時には、本巢市指定給水装置工事事業者を通じて給水申込を行い、新たに加入金を支払い、給水取出工事から行う必要があります。廃止する際、官民境界のキャップ止め工事費は、市が負担して行います。

3. 該当物件の所有者について

該当物件(土地、建物)の所有者が申請者本人である。

(はい ・ いいえ)

上記の内容について承諾し(**使用休止** ・ **使用廃止**) 異動届の申請をします。

年 月 日

氏名

印